

第3回新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会 要点録

【日 時】平成31年(2019年)3月28日(木)19:30~20:15

【場 所】東部会館2階 視聴覚室

【出席者】

○委員

- ・新石自治会：2名
- ・新井自治会：2名
- ・落川上自治会：2名
- ・百草園自治会：2名
- ・クリーンセンター連絡協議会：1名
- ・学識経験者：2名
- ・行政職員：5名（日野市環境共生部長、日野市環境共生部クリーンセンター長、
国分寺市建設環境部長、小金井市環境部長、浅川清流環境組合事務局長）

○事務局

事業課長、総務課長、事業課課長補佐、事業係長、総務係長
事業課主査、事業課主任2名、事業課主事

○傍聴者

7名

【次 第】

1 開会

2 委員会の検討報告について

事務局より、第1回・第2回委員会で出された意見のまとめ、及び、これらの意見を踏まえた委員会としての管理者への報告案について説明を行った。

3 質疑等

Q：資料1の7について、文章の最後の「それを安定して維持することである。」は「それを安定して維持すること。」とした方が良いのではないか。

A：そのように修正します。

Q：資料1の12について、文章の最後の「説明を聴ける機会がほしい。」は「機会を設けること」など、言い切るような表現が良いのではないか。

A：要望ということで、このままの表現とさせていただきたい。

Q：資料2の3.③について、搬入ごみの展開検査とはどのようなものなのか。

A：第1回委員会の資料では抜き打ち検査という言葉を使っていましたが、一般的には分かりづらい表現のため、変更しました。搬入事業者が適切にごみを持ち込んでいるか、ごみを車両から展開して検査するものです。

学識委員より補足：

可燃ごみ以外のものを持ち込んでいないか、袋を切り開いて検査するものであり、内容物の検査という表現を使っている。

A：表現を修正します。

Q：資料2の1について、多摩地域ごみ処理広域支援体制とはどのようなものか。

A：多摩地域を3ブロックに分けて、施設の故障等の際にブロック内で相互に協力してごみを処理していくというものです。

Q：東京都が管理しているものなのか。

A：多摩地域だけで行っているものです。

学識委員より補足：

環境省が中心となり、全国の市町村、企業が一体となって災害時の支援を行う D.Waste-Net という取り組みがあり、熊本地震の際も広域で支援を行っている。

多摩地域だけでもこのような相互支援体制を作っておくことは、万が一のときでも安心できる。

Q：資料2の 2.②について、「運転停止・再開方針」という言葉がいきなり出てくる。例えば、「組合と運營業務受託者が定める運転停止・再開方針」としたり、「」を付けるなどした方が良いのではないか。

A：運転停止・再開のルールについては、組合で考え方をもち、それを運營業務受託者に伝えて守らせるというものであるため、運転停止・再開方針は組合が定めることとなります。

表現については、「」を付ける形に修正します。

事務局にて、今回出された修正点等について確認及び整理。

事務局：今、確認した修正点を反映したものを最終版とします。内容については、要点録と同様に、委員長と副委員長にご確認いただいた上で、各委員に送付させていただきます。

今後、検討報告の（案）が取れた最終版を組合管理者である日野市長に報告します。また、併せて、運転停止・再開方針についても（案）を取って管理者に報告します。

その後、検討報告、運転停止・再開方針、要点録を組合ホームページで公表します。また、3回の検討委員会の内容をまとめて、5月上旬頃を目途に地元5自治会地域の皆様にお知らせします。3市の市民に対しては、秋頃に発行予定の組合ニュースでお知らせする予定です。

Q：組合議会へは報告しないのか。

A：議会へも報告いたします。

Q：ホームページだけでなく、紙で配布してほしい。

A：地元5自治会地域には、組合ニュース臨時号として検討委員会の内容をまとめ、各戸に配布したいと考えています。

事務局：委員会としては今回で終了となりますが、今後もクリーンセンター連絡協議会で情報提供していきます。

今後、管理者に検討報告を行った後は、その内容を組合と構成3市で共有すると共に、運營業務受託者に提示し、運営のルール・マニュアル等に反映していきたいと考えています。

4 その他
なし

5 閉会